

## 【 I 調査の概要】

### 1 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間における経済構造統計を作成することを目的としております。

### 2 調査の根拠法令

統計法

### 3 調査の対象

【地域】全国

【単位】事業所

【属性】工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）のうち、4人以上の事業所が対象です。

なお、3人以下の事業所についても、調査員が事業所の状況（事業所名、従業者数等）を確認（準備調査）に伺います。

### 4 抽出方法

全数調査（裾切り調査）

※ただし、従業者3人以下の事業所を除く

### 5 調査事項

※印は「工業調査票甲」のみ

事業所の名称及び所在地

本社又は本店の名称及び所在地

他事業所（国内）の有無

経営組織

資本金額又は出資金額

従業者数

現金給与総額

消費税の税込み記入・税抜き記入の別

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

※有形固定資産

※製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

製造品の出荷額、在庫額等

主要原材料名

作業工程

製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

※工業用地及び工業用水

## 6 主な用語の説明

### ◆事業所数

一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

### ◆従業者数

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

### ◆現金給与総額

1年間（1～12月）に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

### ◆原材料使用額等

1年間（1～12月）における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額である。製造品出荷額等1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計である。

### ◆製造品出荷額等

1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計である。

### ◆製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

#### ◆有形固定資産

1年間（1～12月）における数値である。

(1) 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

(2) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

#### ◆工業用地

事業所敷地面積は、調査日現在において、事業所が使用（賃貸を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

#### ◆工業用水

1日当たりの用水量を水源別に記入する。1日当たりとは、1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。1立方メートル未満は、四捨五入する。

#### ◆付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出し、表章している。

(1) 従業者30人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

(2) 従業者29人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

## 8 産業分類

### (1) 産業名の略称

| 産業中分類名            | 略称       | 産業中分類名               | 略称    |
|-------------------|----------|----------------------|-------|
| 09 食料品製造業         | 食料品      | 21 窯業・土石製品製造業        | 窯業    |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業   | 飲料       | 22 鉄鋼業               | 鉄鋼    |
| 11 繊維工業           | 繊維       | 23 非鉄金属製造業           | 非鉄金属  |
| 12 木材・木製品製造業      | 木材・木製品   | 24 金属製品製造業           | 金属製品  |
| 13 家具・装備品製造業      | 家具       | 25 はん用機械器具製造業        | はん用機械 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業  | パルプ・紙    | 26 生産用機械器具製造業        | 生産用機械 |
| 15 印刷・同関連業        | 印刷       | 27 業務用機械器具製造業        | 業務用機械 |
| 16 化学工業           | 化学       | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 電子部品  |
| 17 石油製品・石炭製品製造業   | 石油製品     | 29 電気機械器具製造業         | 電気機械  |
| 18 プラスチック製品製造業    | プラスチック製品 | 30 情報通信機械器具製造業       | 情報通信  |
| 19 ゴム製品製造業        | ゴム製品     | 31 輸送用機械器具製造業        | 輸送用機械 |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | 皮革       | 32 その他の製造業           | その他   |

### (2) 産業分類の名称

#### ●産業2分類別区分及び産業中分類別名称

##### ①軽工業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、情報通信機械器具製造業、その他の製造業

##### ②重化学工業

化学工業、石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

#### ●産業3類型別区分及び産業中分類別名称

##### ①基礎素材型産業

木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業

##### ②加工組立型産業

はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用

機械器具製造業

③生活関連・その他型産業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業

(3)産業の決定方法

日本標準産業分類に基づき産業の格付を行っている。製造品が単品の事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定し、また、品目が複数の場合は、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付としている。

## 9 利用上の注意

- (1) この調査結果は、市独自に集計したものある。
- (2) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する調査内容としたことにより、時系列において、平成18年以前の数値とは定義が乖離しているが、本書では、調査で得られた数値をそのまま使用している。
- (3) 数字の単位未満は、原則として四捨五入した。したがって合計の数字と内訳の計とが一致しない場合もある。
- (4) 統計表の符号の用法は次のとおりである。
  - 「0」…単位未満（四捨五入後）
  - 「-」…該当なし
  - 「△」…マイナス
  - 「X」…事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所。事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。